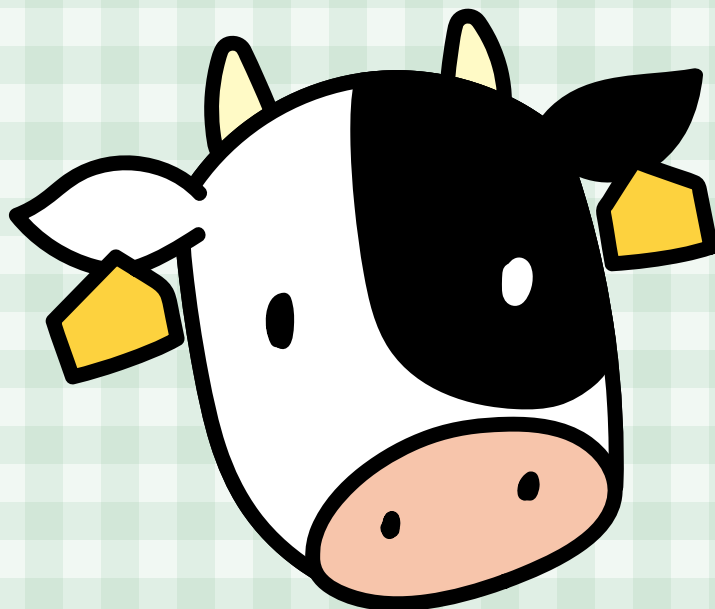


酪農医療共済 (酪農ハイ・メディカル SUPER)

～団体総合生活保険(医療) + 団体総合生活補償保険(傷害)～

- **健康状態の告知が簡便**です。
- **病気による入院が360日**まで**補償**されます。
- **日帰り入院から補償**
(病気・ケガにかかわらず、入院初日から補償します。)
- **掛金が一律**
(毎月の掛金は年齢にかかわらず一律です。)
- **お申し込みは簡単**
(医師による診査は不要で、告知のみでお申し込みいただけます。)
- **病気による入院を伴わない所定の手術も補償**します。



お問い合わせ先

一般社団法人 全国酪農協会 共済担当

東京都渋谷区代々木1-37-2 酪農会館5階 TEL 03-3370-5488

1. 酪農ハイ・メディカルSUPERの制度内容と月額掛金

【基本コース】

支払事由(概要)				基本コース 月額掛金 3,600円				医療 保険	傷害 保険	協会
				給付金額						
3月1日時点の満年齢→				15歳以上 50歳未満	50歳以上 70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上 80歳未満			
入院	病気	病気で入院されたとき	1日につき	6,000円	3,000円	2,000円	1,500円	●		
	不慮の事故による傷害	ケガで1日以上継続入院をされたとき	1日につき	*9,000円	*6,000円	*5,000円	*4,500円	●	●	
通院	傷害通院	事故によるケガの治療のため通院されたとき	1日につき	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円		●	
手術	病気	病気により所定の手術を受けられたとき	見舞金(一律)	3万円(入院あり)・1万円(入院なし)						●
	傷害	ケガにより所定の手術を受けられたとき	種類により	3万円・6万円・12万円					●	
傷害後遺障害		ケガによる後遺障害状態になられたとき	程度により	8万円～200万円					●	
葬祭費用		病気・ケガにより死亡し、親族が葬祭費用を負担したとき	実額	10万円を限度				●		
先進医療		先進医療をうけられたとき	実額	1,000万円を限度 (※一時金10万円)				●		
日常生活賠償責任(免責金額0円)		偶発的な事故による損害賠償責任を補償します	法律上の損害賠償責任	200万円を限度					●	

酪農ハイ・メディカルSUPERの5大特徴

①日帰り入院から補償

病気・ケガに関わらず、入院初日から補償。短期入院でも補償します。
※日帰り入院とは、病気やケガの治療のために入院し、その日のうちに退院した場合をいいます。お支払いの対象となる日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

②掛金が一律

毎月の掛金は年齢にかかわらず一律です。

③お申し込みは簡単です

医師による診査は不要で、告知のみでお申し込みいただけます。添付の「加入依頼書兼健康状態告知書」「加入申込票兼告知書」に必要事項をご記入・署名のうえ所属団体にご提出ください。
告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りさせていただくことがあります。

④掛金のお払込方法も簡単です

掛金は乳代より控除させていただきますので、振り込みなどの手続は一切ありません。

⑤「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!

付帯サービスとして、緊急医療相談などのメディカルアシスト(24時間365日受付)、法律・税務相談などができるデイリーサポート、介護アシストなどのサービスを受けることができます。

※先進医療には一時金の補償があります。詳しくは団体総合生活保険 補償の概要等をご覧ください。

(注) 満年齢は毎年3月1日を基準とします。

●上記「不慮の事故による傷害」の入院について、給付金額は下図の通りです。

上表*の日額		3,000円
入院1日目から 360日目まで	入院361日目から 1,095日目まで	

●上表の、傷害保険部分について、傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数は1,095日、傷害通院保険金支払対象期間1,095日・支払限度日数90日、免責期間0日(入院)とします。

●上表の傷害保険部分では死亡の場合の補償はありません。また、傷害後遺障害保険金の額は上記記載のとおり後遺障害の程度により基本コースは8万円～200万円となります。(「傷害死亡保険金対象外特約」セット)

右ページの記載内容もご確認ください。

この制度は、一般社団法人全国酪農協会を保険契約者、一般社団法人全国酪農協会会員である酪農家とその被用者(酪農業を専業に従事されている方)、および酪農協会役員を加入者及び被保険者とする、団体総合生活保険(医療補償)と団体総合生活補償保険に基づき運営されています。ご加入の際には、団体総合生活保険「重要事項説明書」ご加入内容確認事項(意向確認事項)および団体総合生活補償保険「重要事項のご説明」を必ずご覧いただき、ご不明な点につきましては一般社団法人全国酪農協会共済担当にお問い合わせください。

【充実コース】

支払事由(概要)				充実コース 月額掛金 5,400円				医療 保険	傷害 保険	協会
				給付金額						
3月1日時点の満年齢→				15歳以上 50歳未満	50歳以上 70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上 80歳未満			
入院	病気	病気で入院されたとき	1日につき	9,000円	5,000円	3,000円	2,500円	●		
	不慮の事故による傷害	ケガで1日以上継続入院をされたとき	1日につき	*13,500円	*9,500円	*7,500円	*7,000円	●	●	
通院	傷害通院	事故によるケガの治療のため通院されたとき	1日につき	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円		●	
手術	病気	病気により所定の手術を受けられたとき	見舞金(一律)	3万円(入院あり)・1万円(入院なし)						●
	傷害	ケガにより所定の手術を受けられたとき	種類により	4.5万円・9万円・18万円					●	
傷害後遺障害		ケガによる後遺障害状態になられたとき	程度により	12万円～300万円					●	
葬祭費用		病気・ケガにより死亡し、親族が葬祭費用を負担したとき	実額	20万円を限度				●		
先進医療		先進医療をうけられたとき	実額	1,000万円を限度 (※一時金10万円)				●		
日常生活賠償責任(免責金額0円)		偶然的な事故による損害賠償責任を補償します	法律上の損害賠償責任	200万円を限度					●	

※先進医療には一時金の補償があります。詳しくは団体総合生活保険 補償の概要等をご覧ください。

(注) 満年齢は毎年3月1日を基準とします。

●上記「不慮の事故による傷害」の入院について、給付金額は下図の通りです。

上表*の日額	
入院1日目から 360日目まで	4,500円
入院361日目から 1,095日目まで	

●上表の、傷害保険部分について、傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数は1,095日、傷害通院保険金支払対象期間1,095日・支払限度日数90日、免責期間0日(入院)とします。

●上表の傷害保険部分では死亡の場合の補償はありません。また、傷害後遺障害保険金の額は上記記載のとおり後遺障害の程度により充実コースは12万円～300万円となります。(「傷害死亡保険金対象外特約」セット)

●傷害保険部分では第三者の故意による加害行為(警察署に届け出た場合に限り)およびひき逃げ(道路上での被保険者と自動車等との衝突等による交通事故で、その事故の加害者である第三者がその被保険者の救護その他の必要な処置を行わず逃走し、その加害者が事故の発生日からその日を含めて60日を経過しても特定できないものをいいます)によるケガの場合、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金のお支払いが2倍となります。(「第三者の加害行為による保険金2倍支払特約」セット)

●傷害保険部分には食中毒補償特約がセットされています。

●日常生活賠償特約は、日常生活における偶然的な事故により法律上の損害賠償責任を負担した場合に日常生活賠償保険金をお支払いします。

●傷害手術保険金には傷害手術保険金の支払条件変更(手術別表規定型)特約がセットされています。

●日常生活賠償特約の被保険者(補償の対象となる方)は、被保険者ご本人、被保険者ご本人の配偶者、被保険者ご本人またはその配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)、被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子となります。

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

◎月額掛金について

上表における月額掛金は、「酪農ハイ・メディカルSUPER」制度の掛金です。この制度のうち、医療保険部分については、掛金の一部を「団体総合生活保険(医療補償)」保険料に、傷害保険部分については、掛金の一部を「団体総合生活補償保険」保険料に充当しています。また、月額掛金には運営事務費が含まれています。詳細は全国酪農協会共済担当(TEL:03-3370-5488)までお問合わせください。医療保険・傷害保険ともに、被保険者総数が5,000名以上10,000名未満の団体割引25%を適用、損害率による割引も適用しております。

◎支払事由について

上表における「支払事由」はその概略を記載しています。詳細は、「6.補償内容と給付内容支払事由(概要)」、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】」をご覧ください。

2. 加入資格と加入条件

◎被保険者としての加入資格

一般社団法人全国酪農協会の会員である酪農家とその被用者(酪農業を専業に従事されている方)、および酪農協会役職員の方のうち、お申込日およびご加入日時時点で健康で正常に勤務しており、酪農共済に加入されている方がご加入いただけます。(同時に酪農共済に新規加入される方もご加入可能です。)

◎加入年齢範囲

加入日時時点で満14歳6か月超および2025年3月1日時点で満65歳以下の方にご加入いただけます。

※ご加入後、継続される場合には、3月1日時点で満79歳まで継続できます。(満80歳の3月1日に脱退となります。)

◎ご加入のお申込について

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

添付の「酪農ハイ・メディカルSUPER加入依頼書兼健康状態告知書」および「酪農ハイ・メディカルSUPER加入申込票兼告知書」に必要事項を記入し、署名のうえ、所属団体にご提出ください。

◎名義変更もしくは加入コース変更について

所属団体または一般社団法人全国酪農協会共済担当へご連絡いただき、所定の手続きをお取りください。

◎加入後の脱退は掛金の払込を中止した月の1日からとなります。

所属団体または一般社団法人全国酪農協会共済担当へご連絡いただき、所定の手続きをお取りください。

◎傷害保険部分についてのご注意

- ・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票兼告知書に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ・加入申込票兼告知書記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・更新後の保険料は更新日時点の保険料率によって計算されます。

<加入(増額)申込時の告知について>

新規あるいは中途でご加入いただく場合、または増額いただく場合には、健康状態の告知が必要です。

加入依頼書兼健康状態告知書に必要事項をご記入ください。

3. 保険期間および加入日(効力発生日)

保険期間(ご契約期間)は2025年3月1日午後4時から2026年3月1日午後4時までの1年間です。以後、脱退のお申し出がない限り、毎年更新し、継続します。なお、中途加入者の保険期間は加入日から2026年3月1日までで、毎年3月1日付で以降1年間の契約として更新し継続します。また、保険金をお支払する事故が多発した場合はご継続を中止させていただくことがあります。

なお、団体総合生活保険(医療補償)と団体総合生活補償保険の契約更新にあたっては、ご契約開始の際、被保険者数が所定の被保険者数を満たすことが必要です。被保険者数が所定の被保険者数を下回った場合、団体総合生活保険(医療補償)と団体総合生活補償保険の団体契約が更新されない場合があります。

<加入日(効力発生日)>

2025年3月1日付でのご加入(効力発生)となります。

以降、毎月新規にご加入いただけますが、毎月20日までに全国酪農協会に加入依頼書兼健康状態告知書・加入申込票兼告知書を提出いただいた場合、翌月1日が加入日となり、その日から効力が発生します。

4. 掛金のお払込について

この制度の掛金は初回から毎月、乳代より控除させていただきます。(協会役職員においては給与より控除)

5. 給付金・保険金の請求について

給付金・保険金の請求にあたっては、各種所定の書類が必要です。詳細は、一般社団法人全国酪農協会共済担当(TEL03-3370-5488)または所属団体までお問合わせください。

保険金・給付金の請求の権利は、3年間ご請求がないときには消滅します。

6. 補償内容と給付内容支払事由(概要)

【医療保険部分】団体総合生活保険(医療補償)

◎疾病入院給付金

病気で入院したときに1日目から、保険金をお支払いします。
※1回の入院について360日を限度とします。

◎傷害入院給付金

ケガで入院したときに1日目から、保険金をお支払いします。
※1回の入院について360日を限度とします。

◎葬祭費用保険金

病気やケガで死亡し、親族が葬祭費用を負担したときに、保険金をお支払いします。
※実際に負担した費用の範囲内で、保険金額を限度にお支払いします。

◎総合先進医療基本保険金

病気やケガで先進医療*1を受けたときに、保険金をお支払いします。
*1対象となる先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。

◎総合先進医療一時金

総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けた時に、保険金(一時金)をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「団体総合生活保険 補償の概要等」をご確認ください。

【傷害保険部分】団体総合生活補償保険

◎傷害入院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて1,095日以内に入院した場合に保険金をお支払いします。

「傷害入院保険金日額」×「入院日数」

※傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数は1,095日、免責期間0日となります。

◎傷害通院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて1,095日以内に通院した場合に保険金をお支払いします。

「傷害通院保険金日額」×「通院日数」

※傷害通院支払対象期間1,095日、支払限度日数90日、免責期間0日となります。

◎傷害手術保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて1,095日以内に約款所定の手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

「傷害入院保険金日額」×「手術の種類に応じた倍率(10倍・20倍・40倍)」

※1事故に基づく傷害に対して同時に2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

※日帰り手術も含まれます。

※創傷処理、デブリードマン等の特約に定められた手術別表に記載されていない手術は支払いの対象になりません。

◎傷害後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。

「傷害後遺障害保険金額」×「約款所定の保険金支払割合(4%~100%)」

◎日常生活賠償特約^{☆1}示談交渉サービス付^{☆2}

「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」に保険金をお支払いします。

①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

②日常生活に起因する偶然な事故

(*)電車等とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等は含みません。

※住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金

- 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

- 免責金額(*) (0円)

(*)免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

※1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。

※上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。

※事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。

- ①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合
- ②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

※被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。

※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額(**)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*)

・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(**)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。

(*)支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(**)損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

☆1補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

☆2日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について、被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、次の場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

◎食中毒補償特約

「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒」により被った身体の障害

についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いする特約です。

◎第三者の加害行為による保険金2倍支払特約

「第三者の故意による加害行為(警察への届出が必要です)」または「ひき逃げ(加害者が事故の発生の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないものをいいます)」によって被保険者がケガを被った場合、傷害補償(MS&AD型)特約の保険金を2倍にしてお支払いする特約です。

(見舞金)

◎病気による手術見舞金

病気による所定の手術を行った場合、一般社団法人全国酪農協会より見舞金として、入院を伴う場合は3万円(一律)、入院を伴わない場合は1万円(一律)をお支払いします。

7. 被保険者への同意確認と個人情報の取り扱い(保険契約者および引受保険会社からのお知らせ)について

(傷害保険)

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)等に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

8. 給付金・保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合には、保険金などをお支払いできません。お申込に際し特にご注意ください。

(医療保険部分)

①地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*¹ ②保険の対象となる方*²の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ③保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) ④保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ⑤無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ⑥精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ⑦麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ⑧アルコール依存および薬物依存 ⑨むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のな

いもの ⑩この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*³*⁴等

- *¹ 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
- *² 葬祭費用補償特約(医療用)についてはご契約者の故意または重大な過失によって生じた病気やケガもお支払いの対象となりません。
- *³ 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。
- *⁴ 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

(傷害保険部分)

◎傷害後遺障害保険金・傷害入院保険金・傷害手術保険金・傷害通院保険金について

(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動*¹
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など

(2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。

- ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの*²
- ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒*³
- *¹ テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
- *² 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- *³ 「食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。

(3)次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。

- ① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故
 - ア. 乗用具(*¹)を用いて競技等(*²)をしている間(ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*²)をしている間」を除きます)
 - イ. 乗用具(*¹)を用いて競技等(*²)を行うことを目的とする場所において、競技等(*²)に準ずる方法・態様により、乗用具(*¹)を使用している間(ウ. に該当しな

い「道路上で競技等(* 2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます)

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(* 2)をしている間または競技等(* 2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

③被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故など

(※1)乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。

(※2)競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。

◎日常生活賠償特約について

(1)次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
- ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染

(2)次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ②被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任
- ④被保険者の使用人が被保険者の業務等に就事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。
- ⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
- ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3
- ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任
- ⑨航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます)、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任など

※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

9. 取扱代理店・引受保険会社

◎この制度は、一般社団法人全国酪農協会が、東京海上日動火災保険株式会社と締結した団体総合生活保険(医療補償)およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と締結した団体総合生活補償保険に基づき運営します。

◎上記保険の約款・保険証券は、保険契約者である一般社団法人全国酪農協会に交付されます。

◎保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人全国酪農協会が有します。

◎このパンフレットは制度の概要を説明したものです。ご加入にあたっては、必ず団体総合生活保険「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」、団体総合生活補償保険「重要事項のご説明」をご覧ください。ご不明な点等がある場合、詳しくは取扱代理店までお問合せください。

◎現在ご加入の方につきましては、当団体が定める募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

取扱代理店：株式会社保険代行社

東京都品川区西五反田3-7-14 三信ビル9F

TEL 03-6631-4366

引受保険会社(医療保険)：東京海上日動火災保険株式会社

広域法人部 団体・協同組織室

東京都千代田区三番町6-4 TEL 03-3515-4151

引受保険会社(傷害保険)：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

広域法人開発部 営業課

東京都中央区日本橋3-5-19 TEL 050-3460-8162

セーフティネットについて

【傷害保険】

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、あいおいニッセイ同和損保も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金・解約返れい金等については80%まで(破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%まで)補償されます。

【医療保険】

団体総合生活保険の重要事項説明書「IVその他ご留意いただきたいこと」の「4 保険会社破綻時の取扱い等」をご参照ください。

ご注意

本制度に初めてご加入いただく場合、ご加入前に発生している病気、事故によるケガを原因とする入院につきましてはお支払いができません。ただし、上記の場合であっても、加入後1年を経過して当該病気を原因とする入院をされた場合にはお支払い対象となります。基本コースから充実コースに変更される場合は補償が増える部分に関して同様です。

がん共済と一緒に
入るのがおすすめ!



告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

医療補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入**ください。

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

*1 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させてご確認させて
いただく場合**があります。

えっと、
1年前に…



告知内容を
確認させて
ください。

告知いただく内容は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定や医師によるすすめを含みます。）
- ② 過去1年以内に病気による連続10日以上入院の有無

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去1年以内に連続して10日入院していたが、現在は完治している。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

医療補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した入院等については、保険金のお支払い対象となります。

よろしくお願
いいたします。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

■ 団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

医療補償

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院等を除きます。）に保険金をお支払いします。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金 病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶ 疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※ 疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方*2の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*3*4 等
	傷害入院保険金 ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合 ▶ 傷害入院保険金日額に入院した日数（入院日数－傷害入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度（傷害入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※ 傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	
葬祭費用補償特約	病気やケガによって保険期間中に死亡し、親族が葬祭費用を負担された場合 ▶ 葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※ 保険の対象となる方の生前中に発生した損害は含みません。生前中に発生した損害とは、生前葬や生前に購入した墓地、墓石、仏壇等、保険の対象となる方が死亡する前に負担した費用をいいます。	
総合先進医療特約	総合先進医療基本保険金 病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。） ▶ 先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。 なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療	【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】 「総合先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに「お問い合わせ先」までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。 *1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。 *2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は「お問い合わせ先」までご連絡ください。 ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。 ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。 ※ 変更・中止となる場合があります。
	総合先進医療一時金 病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶ 10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限ります。	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 「葬祭費用補償特約」についてはご契約者の故意または重大な過失によって生じた病気やケガもお支払いの対象となりません。 *3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払い対象となります。 *4 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

〔マークのご説明〕



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 * 1 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご検討ください * 2。

● 葬祭費用補償特約（医療用）

- * 1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- * 2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払い対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分 * 1 に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分 * 1 について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきます。ご加入者の加入部分 * 1 を解除することがありますのでご注意ください。

※医療補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただきますことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1 告知義務」をご確認ください。

* 1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごと異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりません場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なる場合があります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

〔告知事項・通知事項一覧〕

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

	基本補償・特約	医療補償
項目名		
生年月日		★
性別		★
健康状態告知*1		★

※「他の保険契約等 * 2」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。

* 1 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

* 2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【医療補償の「告知」（健康状態告知書）】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*1から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*2。

●責任開始日*1から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*3（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

*1ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*2更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*3更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治様が困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。

・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約される時



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1解約日以降に請求することがあります。

*2始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 満期を迎えるとき



【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

医療補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）・保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ
(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故発生の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

●自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごと下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
医療補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらに記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30日以内に「お問い合わせ先」までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。

*1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）



本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
（東京海上日動安心110番）

0120-720-110

受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険金額、免責金額（自己負担額）
- 保険期間
- 保険料・保険料払込方法
- 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、葬祭費用補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】 <傷害補償(MS&AD型)>

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、保険証券記載のご本人となります。

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

1. 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

2. 傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容は次のとおりです。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	$\boxed{\text{傷害後遺障害保険金額}} \times \boxed{\text{約款所定の保険金支払割合 (4\%~100\%)}}$ ※ 保険期間を通じ、合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※3 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※3 「食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	$\boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院日数}}$ ※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。	(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うこ
傷害手術保険金 ※「傷害手術保険金の支払条件変更(手術別表規定型)特約」セット	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に約款所定の手術を受けた場合	1回の手術について次の額をお支払いします。 $\boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times \boxed{\text{手術の種類に応じた倍率 (10倍、20倍、40倍)}}$ ※ 1事故に基づく傷害に対して同時に2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。 ・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外のお支払例をご参照ください)。	
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合 ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けるこ	$\boxed{\text{傷害通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院日数}}$ ※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>とをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。</p> <p>※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。</p>	装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	<p>とを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間(ウ.に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます)</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>③被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>など</p> <p>(*1) 乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。</p> <p>(*2) 競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。</p>

支払対象期間：傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

手術保険金支払対象期間：事故の発生日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

[手術保険金お支払例]

超音波骨折治療法を3回受けた場合	
○手術 ▼ 10月1日	×手術 ▼ 10月10日
○手術 ▼ 10月25日	

・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

■ 傷害補償(MS&AD型)特約の補償条件に関する主な特約

傷害補償(MS&AD型)特約の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下記のとおりです。

特約名	概要
第三者の加害行為による保険金2倍支払特約	「第三者の故意による加害行為(警察への届出が必要です)」または「ひき逃げ(加害者が事故の発生日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないものをいいます)」によって被保険者がケガを被った場合、傷害補償(MS&AD型)特約の保険金を2倍にしてお支払いする特約です。

■ その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約	被保険者		
	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
日常生活賠償特約	○	○	○

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。

※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約 補償重複	日常生活賠償保険金	<p>「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」</p> <p>①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>②日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*)電車等とは、自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等を含みません。</p> <p>※住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。</p>	$\begin{matrix} \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金}} - \boxed{\text{免責金額(*) (0円)}} \end{matrix}$ <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</p> <p>(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>※上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>※事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。</p> <p>①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合</p> <p>②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合</p> <p>③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合</p> <p>④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</p> <p>※被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額(**)を超えるとときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*)1 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(**)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)1を限度とします。 <p>(*)1 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(**)2 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>② 被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③ 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任</p> <p>④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に就事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。</p> <p>⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任</p> <p>⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3</p> <p>⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧ 被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨ 航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます)、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

2023年10月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、次のとおり構成されています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	補償の概要
ケガの補償	傷害補償(MS&AD型)特約	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲

- ①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。
- ②基本となる補償の被保険者の範囲は、次のとおりです。また、家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。
【○：補償の対象／×：補償対象外】

型	被保険者の範囲		
	本人	配偶者(注1)	同居の親族(注2)・別居の未婚(注3)の子
本人型	○	×	×

- (注1) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- (注2) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (注3) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

- ③次の特約の被保険者は上記②の被保険者の範囲に関わらず以下のとおりです。
【○：補償の対象／×：補償対象外】

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子
日常生活賠償特約	○(注)	○(注)	○(注)

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

- ④上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

2 基本となる補償等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	<ul style="list-style-type: none"> ●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注) ●地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ <p style="text-align: right;">など</p>

(注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(4) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

・保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入・高額療養費制度等の公的保険制度(注)などを踏まえて設定してください。

(注) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(5) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、年齢および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等を

ご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

重要事項のご説明

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

2023年10月

■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。

■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

(1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことで

す。
(2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことで

す。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（注）。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

（注）次に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項
すべてのご契約 同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無 （注）タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。

3 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

・多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

5 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

特約の追加など、加入条件を変更する場合

6 補償の開始・終了時期

①補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）

②補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償等**（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

●ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償	
	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80% (注)	80%

(注) 破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した保険事故による保険金は100%補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

<その他ご注意いただきたいこと>

■危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事するケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問い合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

- (1) 次の場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
 - ・保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3) 次の場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。（注）
 - ・被保険者が死亡したとき

(注) 上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社はその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- (2) 上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損害の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

- 事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。
- 賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- 被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>（注1）

- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注2）をお支払いします。
- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注2）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

（注1） お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

（注2） 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- 上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- 上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注） 法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(6)に掲げる書類も必要な場合があります。
(3)	被保険者であることを確認する書類 書類の例 ・ 家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本） など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例 ・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・ 質権者への支払確認書 ・ 保険金直接支払指図書 ・ 債務額現在高通知書 など
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類
①	保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・ 死亡診断書または死体検案書 など
②	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・ 引受保険会社の定める診断書 ・ 領収書 ・ 後遺障害診断書 ・ レントゲン等の検査資料 など
③	その他の書類 書類の例 ・ 運転資格を証する書類（免許証など） ・ 調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など
(6)	損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類
①	保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・ 賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・ 預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・ 事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など
②	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・ 修理見積書、請求明細書、領収書 ・ 損害賠償内容申告書 ・ 示談書またはこれに代わるべき書類 ・ 休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・ 交通費、諸費用の明細書 ・ 購入時の領収書、保証書、仕様書 ・ 図面（配置図、建物図面）

		<ul style="list-style-type: none"> 引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 レントゲンなどの検査資料 死亡診断書または死体検案書 葬儀費明細書、領収書 その他の費用の支出を示す書類 受領している年金額の確認資料 労災からの支給額の確認資料 	など
③	その他の書類		
	書類の例	<ul style="list-style-type: none"> 権利移転書 先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） 調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） 	など

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年齢」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

- ①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
- ②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）
- ③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。

4. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問合わせ

【取扱代理店】	株式会社保険代行社
【電話番号】	03-6631-4366 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
<p>0120-101-060 (無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 平日 9:00～17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名(会社・官公庁・学校・組合・会等)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。 	<p>遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。</p> <p>あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024 (無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 24時間 365日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは 0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

- 受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。

- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

手術別表

対象となる手術	倍率
(1) 皮膚、皮下組織の手術 (単なる皮膚縫合は含みません。)	2.0
① 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、遷延皮弁術、遷延皮弁術 (いずれも2.5cm ² 未満は含みません。)	2.0
② 瘻管摘除術、顔面神経麻痺再形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	2.0
(2) 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術 (筋炎手術および抜釘術は含みません。)	1.0
① 筋、腱、腱鞘の靭血手術 (いずれも関節鏡下によるものを含みます。)	1.0
(3) 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術 (抜釘術は含みません。)	1.0
① 四肢関節靭血手術、靭帯靭血手術 (いずれも関節鏡下によるものを含みます。)	1.0
② 人工骨頭挿入術、人工関節置換術	2.0
(4) 手指、足指を含む四肢骨の手術 (抜釘術は含みません。)	1.0
① 四肢骨靭血手術	1.0
② 骨移植術 (四肢骨以外の骨を含みます。)	2.0
(5) 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術 (抜釘術は含みません。)	2.0
① 四肢切断術、離断術 (骨、関節の離断に伴うもの)	2.0
② 切断四肢再接合術 (骨、関節の離断に伴うもの)	2.0
(6) 指移植の手術	4.0
① 指移植手術	4.0
(7) 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨靭血手術 (抜釘術は含みません。)	1.0
(8) 脊柱、骨盤の手術 (頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は含みません。)	2.0
① 脊柱・骨盤靭血手術 (脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含みます。)	2.0
(9) 頭蓋、脳の手術 (抜釘術は含みません。)	2.0
① 頭蓋骨腫瘍手術 (鼻骨および鼻中隔は含みません。)	4.0
② 頭蓋内靭血手術 (発頭術を含みます。)	2.0
(10) 脊髄、神経の手術	2.0
① 手指、足指を含む神経靭血手術 (形成術、移植術、切除術、移植物、縫合術、剥離術、移行術)	4.0
② 脊髄硬膜内外靭血手術	1.0
(11) 涙嚢、涙管の手術	1.0
① 涙嚢摘出術	1.0
② 涙嚢鼻腔吻合術	1.0
③ 涙小管形成術	1.0
(12) 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術 (抜釘術は含みません。)	1.0
① 眼瞼下垂症手術	1.0
② 結膜形成術	2.0
③ 眼窩ローアウット (吹抜け) 骨折手術	2.0
④ 眼窩骨折靭血手術	1.0
⑤ 眼窩内異物除去術	2.0
(13) 眼球、眼筋の手術	2.0
① 眼球内異物摘出術	2.0

対象となる手術	倍率
② レーザー・冷凍凝固による眼瞼手術	1.0
③ 眼球摘出術	4.0
④ 眼球摘除および組織または義眼台移植術	4.0
⑤ 眼筋移植術	2.0
(14) 角膜・強膜の手術	2.0
① 角膜移植術	1.0
② 強角膜穿孔閉鎖術	2.0
(15) ぶどう膜炎、眼房の手術	1.0
① 靭血的前房・虹彩異物除去術	1.0
② 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	1.0
③ 虹彩離断術	2.0
④ 緑内障靭血手術 (レーザーによる虹彩切除術は(13)②に該当します。)	2.0
(16) 網膜の手術	2.0
① 網膜剥離術 (網膜剝離症手術)	2.0
② 網膜光凝固術	2.0
③ 網膜冷凍凝固術	2.0
(17) 水晶体、硝子体の手術	2.0
① 白内障・水晶体靭血手術	2.0
② 硝子体靭血手術 (茎頭微鏡下によるものを含みます。)	2.0
③ 硝子体異物除去術	2.0
(18) 外耳、中耳、内耳の手術	1.0
① 耳後嚢孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	2.0
② 靭血の鼓膜・莖突形成術	1.0
③ 乳突洞開放術、乳突削開術	2.0
④ 中耳根本手術	2.0
⑤ 内耳靭血手術	2.0
(19) 鼻・副鼻腔の手術 (抜釘術は含みません。)	1.0
① 鼻骨靭血手術	2.0
② 副鼻腔靭血手術	4.0
(20) 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	4.0
① 気管異物除去術 (開胸術によるもの)	4.0
② 喉頭形成術、気管形成術	2.0
(21) 内分泌器の手術	2.0
① 甲状腺、副甲状腺の手術	2.0
(22) 顔面骨、顎関節の手術 (抜釘術は含みません。)	2.0
① 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節靭血手術 (顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは含みません。)	2.0
(23) 胸部、食道、横隔膜の手術	2.0
① 胸郭形成術	4.0
② 開胸術を伴う胸部手術 (胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術は含みません。)、食道手術 (開胸術を伴わない頸部手術によるものを含みます。)、横隔膜手術	4.0

手術別表

対象となる手術	倍率
③ 胸腔ドレナージ (持続的なドレナージをいいます。)	10
(24) 心、尿管の手術	
① 観血的血管形成術 (血液透析用シャント形成術は含みません。)	20
② 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸または開腹を伴うもの)	40
③ 開心術	40
④ その他開胸術を伴うもの	40
(25) 腹部の手術	
① 開腹術を伴うもの (腹腔鏡下によるものを含み、腹腔鏡下切開術は含みません。)	40
② 腹腔ドレナージ (持続的なドレナージをいいます。)	10
(26) 尿路系、副腎、男子生殖器、女子生殖器の手術	
① 腎臓・腎盂・尿管・膀胱視血手術 (経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術は含みません。)	40
② 尿道狭窄視血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術 (いずれも経尿道的操作は含みません。)	20
③ 尿管視血手術 (経尿道的操作は含みません。)	20
④ 陰茎切開術	40
⑤ 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
⑥ 卵管・卵巣・子宮・子宮付属器手術 (人工妊娠中絶術および経膈操作は含みません。)	20
⑦ 陰嚢開切術	20
⑧ 造陰術	20
⑨ 膈壁形成術	20
⑩ 副腎摘出術	40
⑪ その他開腹術を伴うもの	40
(27) 上記以外の手術	
① 上記以外の開頭術	40
② 上記以外の開胸術 (胸壁鏡下切開術を除く。)	40
③ 上記以外の開腹術 (腹壁鏡下切開術および膀胱内凝血除去術は含みません。)	40
④ 上記以外の開心術	40
⑤ ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術 (検査および処置は含みません。)	10

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャル
ワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間: ・電話介護相談 : 9:00~17:00
いずれも ・各種サービス優待紹介: 9:00~17:00
土日祝・年末・
年始を除く

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介
護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関
するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」を
ご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおす
すめや専門医療機関のご案内を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、
介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える
各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: ・法律相談 : 10:00~18:00
いずれも ・税務相談 : 14:00~16:00
土日祝・年末・
年始を除く ・社会保険に関する相談: 10:00~18:00
暮らしの情報提供 : 10:00~16:00

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メ
ールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく
電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮ら
しに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。

・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方
に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。

・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異な
ります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。